ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）推進協議会設置要綱

参考資料

（名　称）

第１条　この推進協議会は、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　推進協議会は、実用化が目前に迫っているホウ素中性子捕捉療法（以下「BNCT」という）の更なる発展のため、BNCTの医療としての普及や高度化をめざすとともに、産学官連携や医療拠点と研究拠点等における国内外ネットワーク形成方策等を検討する目的で設置する。

（事　業）

第３条　推進協議会は、前条の目的を達成するために、関連学会等と連携しながら次の活動を行う。

(1)　BNCTの早期実用化に向けた課題の解決

(2)　研究拠点のさらなる強化に向けた調査研究、提言、要望

(3)　医療拠点と研究拠点等における国内外ネットワーク形成に向けた調整

(4)　BNCT普及のためのPRに関する活動

(5)　BNCTの実用化を契機とした地域振興策（「熊取アトムサイエンスパーク構想」の一環）の

調査研究、提言、要望

(6)　BNCTに関わる人材の育成

(7)　その他本推進協議会の目的に沿う活動

（組　織）

第４条　推進協議会は、前条に掲げる事業の活動を行う委員で組織し、推進委員（顧問）を置くことができる。

２　委員及び推進委員（顧問）は、学識経験者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員等をもって充てる。

３　推進協議会には、必要に応じてワーキンググループを置く。

（会　議）

第５条　推進協議会に委員長を置き、京都大学複合原子力科学研究所長をもってあてる。

２　推進協議会は、必要に応じて委員長が委員を招集し、これを主宰する。

３　推進協議会は、委任状提出者を含む委員の過半数の出席により成立する。

４　ワーキンググループに座長を置き、互選により決定する。

５　ワーキンググループは、必要に応じて座長が招集し、これを主宰する。

（事務局）

第６条　推進協議会の事務局は、大阪府、熊取町、京都大学及び大阪医科大学で行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

　附　則

１　この推進協議会の設置期間は、第2条に規定する目的が達成されるまでとする。

２　この要綱は、平成21年10月28日から施行する。

　　一部改正　平成27年３月24日

　　一部改正　平成28年１月13日

　　一部改正　平成28年３月25日

　　一部改正　平成30年４月 1 日

　　一部改正　平成31年３月19日